

人事労務通信



社会保険労務士事務所
人事労務センター

〒812-0011
福岡市博多区博多駅前4-33-11-702
☎ 092-409-4188
Fax 092-409-4187
Eメール akiko@b-souken.com

“ジャカランダ”の花

島原市・T介護福祉施設



島原市の
高齢者介護
施設内に“ジ
ャカランダ”
の花が咲い
ていました。

この花は、
先代の理事
長が植樹さ
れたとお聞
きしました。

綺麗な”ジ

ャカランダ”は、同じ島原半島の雲仙市小浜温泉
で、「ジャカランダ祭り」が開かれています。

スタ
コラ

働き方改革

大隈 昭子

働き方改革関連法が、今年の4月から本格的に施行されました。

その内容は、年次有給休暇の時季指定義務や時間外労働の上限規制、フレックスタイム制の拡充、高度プロフェッショナル制度の新設などです。

中小企業は、大企業に比べて法律の施行日が、若干猶予されていますが、特に、この4月に施行された「年次有給休暇の時季指定義務」について、保育や福祉・介護の事業所からの相談が多数寄せられています。

職員数30人のある保育園で、年5日の年次有給休暇を指定すれば、年間150日とな

雨の福山城

広島県の福山市に出かけました。

この日、梅雨空でしたが、幸い、それほど雨ではなく、ホテルの窓からは、小#



雨交じりの曇り空のもと天守閣が望めました。



り、その代替要員が必要となります。

職員数100人を超える特別養護老人ホームでは、500日分となり、最低3人は増員しなければ業務が回らなくなります。

もちろん保育や福祉・介護の事業所の皆さんは、子どもや障がい者や高齢者に最善の環境を整えるために奮闘され、法律を遵守する立場で頑張っておられますが、人件費増だけでなく、求人を出しても、なかなか応募者がいないという悩みを訴えられる事業主の方もおられます。

また、他産業でも中小企業の場合は、業務量は多いのに、人手が少ない中でどうしても長時間労働につながる業界も多く、「時間外労働の上限規制（2020年4月）や時間外労働の割増率の引き上げが施行されると（2023年4月）事態はより深刻になります。」との訴えも聞かれます。

働き方改革の目指すものとして～「働き方改革」は、働く方々が、個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を自分で「選択」できるための改革です。長時間労働を是正することによって、ワーク・ライフ・バランスが改善し、女性や高齢者も仕事に就きやすくなり労働参加率の向上に結びつきます。～と謳われています。

「働き方改革」を真に実効性のあるものとするためには、保育士の処遇改善や介護職場や障がい者福祉職場の処遇改善、あるいは、中小企業に対する支援を拡充することが急がれているのではないのでしょうか。



人事労務センターホームページ

<http://roumu.b-souken.com>

働き方改革で研修会 運輸関係事業



本年4月から「働き方改革関連法」が施行されています。

この「働き方改革関連法」の改訂の主なものは次の8項目です。

* () 内は中小企業での施行日

- ①年次有給休暇の時季指定義務 (2019. 4)
- ②労働時間の把握の実効性の確保(同上)
- ③勤務間インターバルの努力義務(同上)
- ④フレックスタイム制の拡充(同上)
- ⑤高度プロフェッショナル制度の新設(同上)
- ⑥時間外労働の上限規制(2020. 4)
- ⑦正社員と非正規社員間の不合理な待遇差の禁止(2021. 4)
- ⑧月60時間超の時間外労働の割増賃金率の引き上げ(2023. 4)

今回の研修は、「働き方改革関連法」とともに、運輸関連事業では独自に、国土交通省の通達「トラックドライバーの長時間労働の是正と適正取引構築のために」がだされた直後ということもあって、意見や質問がだされる熱心な研修会となりました。



助成金情報

両立支援等助成金 (育児休業等支援コース)

労働者の円滑な育児休業の取得及び職場復帰等を支援するための“育休復帰支援プラン”をつくり、労働者に周知し、とりくみを実施した中小企業事業者に対して支給される助成

金です。

この助成金は、就業規則の改訂や当事者との面談の実施などを行い、労働者への周知などが条件となっています。

◎助成金

- ①育児休業取得 (3カ月以上)
28.5万円
- ②職場復帰後継続雇用 (6カ月以上)
28.5万円
- ③職場支援加算 (職場復帰時加算)
19万円
- ④職場復帰後支援の制度の導入
28.5万円

※助成金の活用については、いくつかの条件を、きちんと満たしておくことが必要です。詳しくは、お問い合わせください。



あしがき

“ハンゲショウ”という珍しい花をいただきました。

「半夏生」や「半化粧」、
「片白草」(かたしろぐさ)



とも呼ばれているそうです。

夏至から11日目の半夏生の頃に花をつけるからという説もあるそうです。

花言葉は、「内に秘めた情熱」「内気」とありました。

今年は、梅雨入りが遅れましたが、いよいよ、暑い夏に向かっていきます。

くれぐれもご自愛ください



人事労務センター

社会保険労務士 大隈昭子

TEL 092-409-4188

FAX 092-409-4187

Eメール: akiko@b-souken.com